

大阪弁護士会ニュース 第17号

～東日本大震災・避難者の方々へ～

2013年6月大阪弁護士会発行

バックナンバーお送りします。大阪弁護士会までご連絡ください。

○ お役に立つ情報をお知らせできればと思います。法律相談と構えていただく、どんなことでも結構ですので、悩んでおられること、分からないことや聞いてみたいことがありましたら、大阪弁護士会にお電話下さい。

無料電話相談 (フリーダイヤル) (月～金 13時～16時)

0120-062-545

面談による無料相談 (法テラス指定相談場所)をご希望の方はご予約を
(予約受付時間 9時～20時)

06-6364-1248

携帯サイトへの
アクセスはこちら >>



<http://www.osakaben.or.jp/p/soudan/>

○ 大阪弁護士会のホームページでは、特設ページを設けて、相談会などの各種イベントに関する情報の他、各種資料の他、各自自治体のサイトへのリンクなど、お役に立つ情報をたくさん掲載しています。「大阪弁護士会」で検索頂くか、下記URLへ、是非アクセスください。

<http://www.osakaben.or.jp/web/index/index.php>

国と東電に対する集団訴訟の提起に向けて

原発賠償関西弁護団事務局

今年3月11日、福島原子力発電所事故により被害を受けた方が原告となって、国と東京電力を被告として、別表のとおり4つの裁判所に損害の賠償を求める訴えが提起されました。原告となった方の人数は合計で1650人であり、避難等指示区域内外から避難されている方、あるいは滞在されている方など、様々な立場の方が原告となっています。

今後も、6月には、新潟、山形、北海道、愛知県などで、それ以外の地域でも9月頃までに訴えを提起するべく準備が進められています(下記一覧表参照)。関西弁護団でも、全国の動きと併せて9月初旬ころを目処に訴えを起こすべく準備を進めています。

このように、全国各地で、国と東京電力を相手にして、多くの方が原告となって一斉に裁判が起こされ、また起こされようとしています。これは、今、国を相手にして裁判をすべき理由があるからです。

福島原発事故によって、福島県のみならず非常に広範な地域に、その被害が広がりました。これらの被害について損害賠償金が支払われるべきことは当然のことです。ただ、福島原発事故による被害は、賠償金の支払のみによって回復されるものではありません。健康不安・健康被害への対応、避難先での生活の安定のための対応、除染の推進など、賠償金の支払だけでは回復できない被害がたくさんあります。このような被害を回復するためには、国の責任において被害者を救済するための政策をとらせなければなりません。国に被害者救済のための政策をすすめるために、裁判によって国の責任を明らかにしていくことが必要なのです。国の責任を明らかにする、これが国を相手にして裁判をする理由の一つです。

そして、国を相手にして裁判をするにしても、国の責任と施策につなげるため、世の中に対して、被害の広範さ、被害の深刻さ、そして被害の回復をはかる政策の必要性を訴える力となることが大切で、そのためにはできるだけ多くの被害者が原告となることが重要です。多数の被害者が被害の回復を求めて裁判という方法で声を上げれば、世の中もその被害の大きさを再認識し、被害回復のための政策を進めるべきという声が大きくなるでしょう。そうすれば、国も、問題を放置することはできず、被害回復のために必要な施策が進められていくことでしょう。これが、多くの方が原告となって裁判をすることの意味です。

また、福島原発事故から2年以上が経過しました。損害賠償請求は、事故から3年経ってしまうと、時効と言って、賠償請求をすることができない部分が出てくる可能性があります。時効による請求権の消滅は、裁判を起こすことによって防ぐことができます。今、裁判を起こせば時効の問題は生じないということです。

原発賠償関西弁護団では、以上のように、被害者全員の被害を本当に回復するために、今、国と東京電力を被告にして、集団で裁判を起こすことが必要であると考えています。これまで2回説明会と懇談会を開始してきましたが、来る6月29日午後1時から、大阪弁護士会館において、避難者の方に向けて説明会・懇談会を行います。興味のある方は是非ともご参加下さい。ご参加される場合には、下記の弁護団事務局にご連絡をいただければ幸いです。また、裁判を起こすかどうか分からないけれども聞きたいことがあるという方も、弁護団事務局までご連絡をいただければ、お答えします。

全国の提訴状況一覧

平成25年 3月11日提訴	福島地裁	原告800人 (福島県等からの避難者、 あるいは滞在者)
	福島地裁 いわき支部	原告822人 (いわき市の滞在者)
	東京地裁	原告8人 (いわき市からの避難者)
	千葉地裁	原告20人 (避難指示等区域内外から の避難者)
同年6月提訴予定	新潟、山形、北海道、愛知	
その他提訴予定	群馬、関西、兵庫、京都	

弁護団事務局 TEL: 06-6362-9615
大阪共同法律事務所 弁護士 白倉典武

訴訟説明会・懇談会と相談会を開催します!

訴訟に向けた準備状況や請求の内容等についての説明会と懇談会、及びなんでも相談会を実施します。少しでも興味のある方は、ご参加ください。託児もご用意しております。

日時: 平成25年6月29日(土) 午後1時～
場所: 大阪弁護士会9階920会議室

★詳細は同封のチラシをご覧ください

原発事故の賠償請求の時効に気をつけて！

東日本大震災による原発事故により被った損害の賠償請求権の消滅時効については、色々な考え方がありますが、最短では事故発生から3年とされるので、平成26年(2014年)3月11日には消滅時効が成立する可能性があります。

この5月29日、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」が成立しました。

この特例法によると、原子力損害賠償紛争審査会に申立をし、同審査会が和解の仲介を打ち切った場合、その通知を受け取った日から1ヶ月以内にその和解の仲介の目的となった請求について裁判所に訴えを提起したときは、その和解の仲介の申立の時に裁判を起したものと考慮して、時効が中断されます。

しかし、この特例法は、①国に対する損害賠償請求(国家賠償請求)を対象としていない、②「手続打ち切り」の場合に限定されており、一部和解を含めた和解成立案件のその余の請求、取り下げ、却下となった案件については適用されない、③和解仲介申立をした損害項目についてしか時効中断が認められない、など問題点が残されています。

したがって、引き続き消滅時効には注意する必要があります。

避難者はいま～

私たち親子が関西での避難生活を始めてから2年が経過しました。私たちの自宅は郡山市にあり、母子避難を続ける私にとっては、毎日が「非日常」の避難生活が続いています。いつ終わるとも知れない避難生活の中、親子三人命をつないでいくことができるのも、関わってくださった全ての方々のおかげです。

今回は、私の避難生活の中でも、保育所の確保がいかに大変であったかをお話をします。震災から1年が経過したころ、私は生活を維持するためには働くしかないと考えようになりました。父親と子どもが1回でも多く会えるようにするためには、移動費用を自分たちで捻出するよりほかにないのです。私が沢山働けば、それだけ多くの時間を父親と子どもと一緒に過ごすことができます。そこで、大阪府のJOBフェニックス制度を利用して、苦労しましたがなんとか就職先を見つけました。

ところが、勤務先が決まると前後して娘の預け先の確保に奔走しましたが、これが本当に大変でした。実は大阪市内に避難してすぐから区役所に保育所入所を希望しましたが、避難している事情を話しても住民票の住所が郡山市なのでそちらに連絡を取ってくれと門前払いでした。私たちは子どもたちの医療関係の不利益を避けるために、なかなか住民票の転出はできずにいました。それが、大阪で暮らす時に保育所をはじめ避難先での住民サービスを円滑に受けられないことになるのです。「一時保育」という制度は利用できるのですが、最初は不安定ながらもそれを利用して、大阪で待機児童になる方法を探しました。その結果、「広域入所」という手続に則って待機児童にはなれたのですが、避難してきているからといって優先的に入所させてもらえることはありませんでした。私は、大阪市の青少年こども部に直談判をしましたが、結局、郡山市のような強制避難区域の外ですと「何も出来ない」と断られました。

同じような事が、保育所入所の「優先度」を決める際にも、「保育料」の決定についてもありました。保育の優先度を決める際に、たとえ母子避難の世帯であっても法律上の「寡婦世帯」ではないから優先度はない、と言われました。また、フルタイムで週5日の勤務の実績がないと言われ、優先度はどんどん下げられます。平時の場合と同じ基準で決められたら待機児童の多い大阪で保育所に入所することなどおおよそ不可能です。

何度も何度も、市役所や区役所に足を運んでこのような事情を説明し、また公聴会や色々な所でお話する機会を頂きました。たまたま私の住んでいる地域の現職の小学校の先生が窮状を知って、区役所に同行していただき、区の職員さんに一緒に訴えてくださいました。また、地域の自治会の連合会長さんにも相談の電話をかけました。私の必死の声が届いたのか、年明け、絶対に入れないと言われていた自宅最寄りの公立保育所に奇跡的に退所者が出たということで、就職してから8ヶ月経った2月1日、2歳の娘はやっと大阪市の保育所に入所することができました。これで私も、「一時保育」のときだけ週に1日しか働けないという状況から、平日毎日働くことが出来るようになったのです。こうして職場の理解をはじめ、私たち親子を取り巻く全ての方々のご理解の上に、私たち家族の生活再建への途が切り拓かれていったのです。

ただ、私は幸運な方で、多くのお母さんは今でも保育所のために、きちんとした仕事につけないでいます。ぜひとも保育所入所について避難者のための施策をお願いしたいと思っています。

(森松 明希子)

「JOB フェニックス」事業者が変わりました

大阪府の「JOB フェニックス事業」は、これまでパナソニックグループが受託してきましたが、本年4月から新たにヒューマンタッチ株式会社が受託することとなりました。今年度も引き続き、被災者のための雇用支援等が行われます。ぜひご利用ください。

(ヒューマンタッチ株式会社より寄稿いただきました)

ヒューマンホールディングス株式会社の事業子会社で、人材関連事業を営むヒューマンタッチ株式会社(本社:東京都新宿区 代表取締役齋藤 仁)は、大阪府が実施する「(平成24-25年度)震災被災者JOBフェニックス事業」を受託いたしました。今回受託した「(平成24-25年度)震災被災者JOBフェニックス事業」では東日本大震災等の影響による失業者に対して短期の雇用・就業機会を創出・提供し、または短期の雇用機会を提供した上で地域のニーズに応じた人材育成を行い、震災被災者の方々の生活の安定を図ること及び次の安定雇用(1年以上の契約社員又は正社員)に結びつけることを目的としております。

(問い合わせ先) ヒューマンタッチ株式会社:山岡まで

TEL:(06)7669-9121 FAX:(06)7651-6735

E-mail:tyamaoka@athuman.com

県外避難先における甲状腺検査

福島県が、平成23年度から、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター(「県民健康管理センター」)を通じ、長期的な甲状腺検査(20歳まで2年毎、それ以降は5年毎に実施)を開始しています。

●対象者 平成23年3月1日時点で概ね0歳から18歳までの福島県民(約36万人、平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者)

*住民票を避難先に移した県外避難者含む。

(注)震災時に福島県内の市町村に住民票を置いていなかった方は、県民健康管理センター(024-549-5130)へ連絡して震災時点の居住証明等を行ってください。

●手続き 受診のための「お知らせ」が、環境放射能モニタリング結果(平成23年3月時点)の高かった地域順に、個別に送られます。「お知らせ」に従って、福島県内の会場で検査を受けられます。

福島県内の会場で検査を受けない場合は、別途送られる文書により、県外の指定病院で検査を受けられます(完全予約制)。

*大阪府下の検査機関:すみれ病院・大阪市立大学医学部附属病院・大阪大学医学部附属病院・りんくう総合医療センター・高松内科クリニック

(注)検査実施に関しては、県外は県内よりも数カ月遅れます。

●「お知らせ」の発送状況

<既に発送済の地域(H23~H24年度)>

川俣町・浪江町・飯館村・南相馬市・伊達市・田村市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・葛尾村・福島市・二本松市・本宮市・大玉村・桑折町・国見町・天栄村・白河市・西郷村・泉崎村・三春町・郡山市

(注)現在まで、お知らせが届いていない方は、検査対象から漏れている可能性があります。県民健康管理センターにお問い合わせください。

<H25年度発送予定の地域>

須賀川市・鏡石町・相馬市・新地町・いわき市・矢吹町・中島村・棚倉町・鮫川村・埴町・矢祭町・古殿町・浅川町・石川町・小野町・平田村・玉川村・湯川村・会津坂下町・磐梯町・柳津町・会津美里町・会津若松市・猪苗代町・北塩原村・喜多方市・西会津町・昭和村・三島町・金山町・下郷町・桧枝岐村・只見町・南会津町 *基本的に、記載順にお知らせが届きます。

●詳細 甲状腺検査の概要は福島県HPをご覧ください。甲状腺検査の順序について詳しくお知りになりたい方は、県民健康管理センター(024-549-5130)にお問い合わせください。

咲くやこの花館

ちょっと一息...No14

咲くやこの花館は、大阪の花博記念公園鶴見緑地にある、熱帯から極地圏までの約2600種の植物を展示している日本有数の植物園です。6月4日(火)から16日(日)までは「ハワイ・花と文化展」が開催され、ハワイにまつわる植物や文化が紹介されます。期間中の土曜日にはワークショップが、日曜日にはフラなどのステージイベントが予定されています。6月22日(土)から7月28日(日)までは「花蓮展」が開催され、小さな容器でも花を咲かせる碗蓮や黄色い花を咲かせるキバナハスなど、約200品種が展示されます。室内の施設なので、梅雨の時期にお子さんと一緒の方も楽しめると思います。

●地下鉄鶴見緑地駅から徒歩約10分

●TEL 06-6912-0055

●開館時間 10:00~17:00(入館は16:30まで)

●休館日 毎週月曜日、年末年始

●入館料 大人500円 中学生以下、障がい者手帳等をお持ちの方・大阪市内居住の65才以上の方は無料。30名以上は団体割引あり



次号は、平成25年8月ころ発行の予定です。